

BTMU CHINA WEEKLY

ご挨拶: 転換期を迎えた中国投資環境と三菱東京UFJ銀行の中国業務支援体制

旧年中は三菱東京UFJ銀行の中国ビジネスをご愛顧賜りまして、厚く御礼申し上げます。2007年の中国の投資環境を振り返ってみますと、昨年は大きな転換を迎えた1年でした。

経済面では、投資や貿易黒字が拡大推移し、GDP成長率が5年連続で二桁成長を遂げる中、投資過熱とインフレが深刻化し、12月に開かれた中国経済工作会议では2008年の金融政策の基本方針を「穏健」から「引き締め」へと大きく方向転換しました。

一方で、2008年の経済運営の重要課題として、胡錦涛政権が目指す「和諧社会(調和の取れた社会)」建設の方針の下、格差是正、環境保護と省エネ、技術革新と産業高度化等が改めて強調され、こうした経済的な背景が外資政策にもはっきりと反映される形となって現れました。

昨年の外資政策に目を向けますと、加工貿易の規制、環境保護の監督、土地使用の監督等の強化が顕著となり、本年から施行される新企業所得税法では外資優遇措置の大幅見直し、労働契約法では労働者保護の明確化、独占禁止法ではM&Aの審査強化といった制度の変更が行われ、これ迄の歓迎から選別色を強める外資政策の姿勢が伺われます。

加えて、人件費の高騰、人民元高騰がコスト上昇を招き、こうした中、日系企業の間では、中国の位置付けを世界の工場から世界の市場として捉える流れや、ベトナム、インド等を視野に入れたCHINA+1を生産拠点として検討する動き、或いは中国国内で既存展開している事業の再編、事業内容の見直し等による中国事業の効率化を図る動きが目立っています。

金融分野におきましても、昨年は変革の年となり、WTO加盟に伴う金融市場の開放を受けて、弊行は7月に現地法人「三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司」を設立し、6支店(北京、上海、大連、深圳、天津、無錫)、2出張所(天津濱海、大連経済技術開発区)を現地法人傘下に移行しました。また、既存の3駐在員事務所(広州、成都、瀋陽)のうち、現在、広州駐在員事務所の支店化準備を進めるなど、拠点網とサービスの拡充を図っております。

本年は中国の改革開放30年目に当たり、8月には北京オリンピックの開催も予定されて、中国のグローバル化の一段の進展が期待され、中国ビジネスに携わる日本企業にとっても今後の投資環境を展望する上で注目すべき年となります。

私共は中国を初め海外における邦銀随一の歴史とネットワークから培われたノウハウを駆使し、国内、海外拠点一体となりまして、転換期を迎える投資環境に対応する貴社の中国ビジネスを様々な切り口からご支援申し上げる所存です。MUFGの一層のご活用をよろしくお願い申し上げます。

三菱東京UFJ銀行 国際業務部
中国業務支援室長 高山 浩

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2007 年 12 月下旬から 2008 年 1 月上旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

〔法律〕

○「中華人民共和国労働争議調停仲裁法」
(国家主席令 10 期第 80 号、2007 年 12 月 29 日、2008 年 5 月 1 日施行)

労働争議の処理の手順と条件を定めた法律。従来の関係法令に比べ、調停機関が拡大されたこと、工会の役割がより明確にされたこと、雇用単位が労働報酬、労災医療費、経済補償または賠償金を支払わない場合の労働者保護の規定が設けられたこと、などが特徴。

○「中華人民共和国科学技術進歩法」(国家主席令 10 期第 82 号、2007 年 12 月 29 日改正法公布、2008 年 7 月 1 日施行)

1993 年制定の同法の改正。「自主革新能力」の向上を基本に、国の知的財産権戦略制定・実施、政策による科学技術奨励、企業の研究開発・技術革新の奨励などに関する規定が新たに盛り込まれている。

○「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国個人所得税法』改正に関する決定」(国家主席令第 85 号、2007 年 12 月 29 日公布、2008 年 3 月 1 日施行)

2007 年改正法の一部改正。第 6 条の給与免税所得を月額 1,600 元から 2,000 元に引き上げた。

〔行政法規〕

●「国務院の企業所得税の経過優遇政策に関する通知」(国発[2007]39 号、2007 年 12 月 26 日発布・実施)

新「企業所得税法」施行に伴う経過的優遇適用に関する通知。詳細は下記の解説をご参照。

●「国務院の経済特区並びに上海浦東新区新規設立高新技術企業の経過的租税優遇の実行に関する通知」(国発[2007]40 号、2007 年 12 月 26 日発布、2008 年 1 月 1 日実施)

同じく経済特区と上海浦東新区に新規に設立された高新技術企業に対する優遇適用に関する通知。詳細は下記の解説をご参照。

〔規則〕

○「商務部・税関総署公告 2007 年第 110 号 (2007 年第 2 次加工貿易禁止類商品目録)」(2007 年 12 月 21 日公布、2008 年 1 月 21 日実施)

2007 年 4 月 26 日付の 2007 年加工貿易禁止類商品目録(1140 品目)に続くもの。589 品目で、大部分が既に増値税輸出還付が取り消されているもの。絶滅のおそれのある動植物及びその製品、無機化学品、中低級鉄鋼製品など。リストは下記の商務部ウェブサイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/accessory/200712/1198545071384.xls>

○「商務部・税関総署公告 2007 年第 115 号 (2008 年自動輸入許可管理貨物目録)」(2007 年 12 月 29 日公布、2008 年 1 月 1 日実施)

2008 年の「自動輸入許可証」の要取得貨物リスト。全 752 品目で、うち機械電気製品は 540 品目。リストは下記の商務部ウェブサイトをご参照。

[http://wms.mofcom.gov.cn/table/2008 年目录\(終\).xls](http://wms.mofcom.gov.cn/table/2008 年目录(終).xls)

○「土地登記弁法」(国土資源部令第 40 号、2007 年 12 月 30 日公布、2008 年 2 月 1 日施行)

「物権法」(2007 年 10 月 1 日施行)で不動産登記制度が規定されたのに伴い、土地の具体的登記手続き・条件を定めたもの。1989 年の「土地登記規則」の実質的改正。土地登記で必要がある場合、地方人民政府が国土資源部のホームページに公告を掲載する旨が規定されているので、変更手続きにご注意。

●「企業所得税法」の経過的優遇適用に関する通知が出る

2008年1月1日付で新しい「企業所得税法」が施行されたが、これに規定される経過的な優遇適用に関する2つの通知が国務院から発布された。1つは、新税法が公布される前に設立された企業に対する税率や定期減免の取扱いについての通知、もう1つは、経済特区と上海浦東新区に新税法の施行後に設立された企業に対する優遇の内容についての通知である。それぞれの要点は、次のとおり。

1. 新税法公布前に設立された企業への優遇

①対象企業

2007年3月16日より前に工商行政管理局などの登記機関での登記を経て設立された企業で、税法に規定される低税率または定期減免の対象となっていた企業。(通知には、具体的な税法名と関係条文がリストアップされている。)

②税率の取扱い

- ・15%の税率が適用されていた企業は、2008年18%、09年20%、10年22%、11年24%、12年25%が適用される。
- ・24%の税率が適用されていた企業は、2008年から25%が適用される。

③定期減免の取扱い

- ・2008年1月1日から終了年まで適用されるが、いまだ利益計上がないために適用されていない企業は2008年度から計算される。
- ・製品輸出企業と先進技術企業に対する半減は適用されない。(通知の添付リストには、これを規定した「外商投資企業・外国企業所得税法実施細則」第75号第7号、第8号がない。)

④西部地区企業への優遇の取扱い

従来の企業所得税の優遇政策は引き続き実施される。

⑤税額計算

- ・優遇が適用される企業は、新税法及び実施条例の規定に従って課税額から控除する。
- ・上記の優遇が新税法及び実施条例の優遇規定と交錯する場合、企業は最優遇を選択することができる。ただし、両方の優遇を享受することはできず、かつ、いったん選択したら変更はできない。

2. 経済特区と上海浦東新区に新規に設立される高技術企業への優遇

- ・2008年1月1日以降に経済特区と上海浦東新区に登録した「国が重点的支援を必要とする高技術企業」は、経済特区・上海浦東新区内で得た所得について、当初の生産経営収入が帰属する年度から第1年と第2年は免税、第3年から第5年は25%の法定税率の半減とする。
- ・「国が重点的支援を必要とする高技術企業」は、核となる自主知的財産権を保有し、新税法実施条例第93条に規定する条件に合致し、かつ「高技術企業認定管理弁法」により認定された高技術企業をいう。(「高技術企業認定管理弁法」は現時点では発布されていない。)
- ・該当企業が経済特区と上海浦東新区以外で生産経営に従事したときは、区内で得た所得を単独で計算し、かつ期間費用を合理的に分担する。単独で計算しない場合は、優遇を享受できない。
- ・上記の優遇が適用される期間に高技術企業の資格を失った場合は、その年度から優遇を停止し、その後に高技術企業に再認定されても、優遇を享受することはできない。

以上

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆マクロ経済指標 4ヶ月連続で「やや過熱」:

国家統計局が昨年末に発表したマクロ経済景気指数によると、11月のマクロ経済警戒指数は、黄信号の「やや過熱」状態で、8月以来4ヶ月連続して黄信号が灯っている。10指標のうち、工業生産、住民可処分所得、CPI指数の他、初めて消費品小売総額も黄信号となり、依然として経済が過熱状態にあることを示している。

指標・時間	07-01	07-02	07-03	07-04	07-05	07-06	07-07	07-08	07-09	07-10	07-11
工業生産指数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
固定資産投資	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
消費品小売総額	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
輸出入総額	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
財政収入	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
工業企業収益	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
住民可処分所得	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
金融機構貸出	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
マネーサプライ(M2)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
CPI	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
警戒指数	101	111	111	111	113	113	113	117	117	117	121

(主) 赤●(過熱) 黄●(やや過熱) 緑●(安定) 水色●(やや低迷) 青●(低迷)
(出所) 中国国家统计局

◆財政部 2008 年の関税実施計画を発表 穀物製品に暫定輸出関税を適用:12月26日、財政部は2008年の関税実施計画を発表。輸入関税は、国内市場で不足する資源性製品を確保する狙いから、燃料油、ガソリン、ディーゼル油等精製油の税率を引下げ、輸出関税は、環境保護に配慮し、鋼材、コークス等高エネルギー消費の製品に対して税率を大幅に引上げる方針を明らかにした。また、30日には小麦、とうもろこし、米、大豆等穀物に対する暫定輸出関税の課税を発表。輸出を抑制し、国内供給の安定を図ることで、食品価格の高騰を抑制する目的とみられている。

【産業】

◆中国初の「エネルギー白書」発表:中国政府は12月26日、初の「中国エネルギー資源の状況と政策」と題した白書を発表。エネルギー資源の現状、今後の政策等を公表することで、エネルギー対策における中国の国際認知度と透明性を高め、世界の中国エネルギー脅威論を払拭し、国際協力を強化する狙い。

【貿易・投資】

◆中国 WTO 政府調達協定への加盟申請:中国は12月28日、WTO 政府調達協定(GPA)の加盟申請をWTO 事務局に提出。今後加盟に向けた正式協議が開始する。GPA 加盟は中国の対外経済貿易の開放において、WTO 加盟に次ぐ重要な位置づけとなるもの。現在、GPA 締結国は米国、EU 等40ヶ国・地域。

【金融・為替】

◆中央銀行 2008 年度は金融引き締め マネーサプライ目標値は公表せず:中央銀行は1月3日、2008年度金融工作会议を開催。今年の方針として、金融政策の引き締めや金融改革の推進、外為管理体制改革の強化などを挙げた。金融引き締め政策については、預金準備率引き上げ、公開市場操作、銀行窓口指導、為替相場の弾力性向上などを実施するとしている。但し、毎年発表するマネーサプライ(M2)の増加目標値は公表せず、中央銀行内で意見が統一されていないものと見られている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY	前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.12.24	7.3405	7.3405~7.3650	7.3475	-0.0221	6.4440	-0.0648	0.9416	-0.0028	10.5751	-0.0190	2.0700	5493.14	139.3800
2007.12.25	7.3375	7.3270~7.3591	7.3297	-0.0178	6.4250	-0.0190	0.9387	-0.0029	10.5500	-0.0251	2.2000	5458.22	-34.9200
2007.12.26	7.3320	7.3290~7.3524	7.3444	0.0147	6.4253	0.0003	0.9404	0.0017	10.5860	0.0360	1.9000	5491.95	33.7300
2007.12.27	7.3150	7.3131~7.3225	7.3175	-0.0269	6.4033	-0.0220	0.9378	-0.0026	10.5994	0.0134	2.6000	5571.34	79.3900
2007.12.28	7.3076	7.3015~7.3162	7.3041	-0.0134	6.4550	0.0517	0.9365	-0.0014	10.7122	0.1128	2.5500	5521.49	-49.8500
2008.1.2	7.2980	7.2930~7.2980	7.2934	-0.0107	6.5351	0.0801	0.9334	-0.0031	10.6935	-0.0187	2.8700	5533.26	11.7700
2008.1.3	7.2750	7.2721~7.2760	7.2725	-0.0209	6.6428	0.1077	0.9313	-0.0021	10.6991	0.0056	2.9300	5582.54	49.2800
2008.1.4	7.2770	7.2730~7.2780	7.2730	0.0005	6.6509	0.0081	0.9328	0.0015	10.6921	-0.0070	3.0000	5626.42	43.8800

RMB レビュー&アウトルック

人民元は年末年始にかけて、中銀発表基準値主導で人民元高が加速した。24日に前週末比、250ポイント以上の元高水準となる7.3315にて中銀仲値が設定され、日中取引水準は実需筋の月末決済に係るドル買い需要に同仲値水準には及ばなかったもののじり高に推移した。また27日も中銀仲値が再び前日比200ポイント以上の元高水準となる7.3079に設定され、結局、同レベルより小幅高となる7.3041にて越年した。尚2007年は、2006年末比約6.4%の元高が進行した(2005年の為替制度変更後水準(8.1100)比では約9.9%)。年初は為替制度変更後、初めて7.3000を上回るなど連日、最高値を更新。7.2980でオープン後、翌3日には7.2700台まで上昇しそのまま越週となった。年末年始と上昇速度を速めたが、急速な元高進行に対する高値警戒感も燃っており、来週は一旦落ち着いた動きになるものと予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。